

## 議案第51号

二宮町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を別紙のように制定する。

令和2年9月4日提出

二宮町長 村田 邦子

### 〔提案理由〕

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町長が別に定める制度に基づく融資を受けた事業者の当該融資に係る利子補給金の財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を基金に積み立てたうえ活用するため、二宮町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置することに伴い、本条例を制定するために提案する。

## 二宮町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例

### (設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町長が別に定める制度に基づく融資を受けた事業者の当該融資に係る利子補給金に充てるため、二宮町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金の原資は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とする。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。